

東北地方太平洋沖地震への中小企業者対策について（雇用編）

このたび、東北地方太平洋沖地震及び津波に被災された方に心よりお見舞い申し上げます。亡くなられた方に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

3月22日時点で出されている中小企業対策の主なものは以下の通りです。

《助成金》

1. 東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する雇用調整助成金が利用できます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-2.html>

2. 東北地方太平洋沖地震の影響（道路の寸断、書類の紛失など）により、支給申請などを期限までに提出できなかつた場合でも、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあつたものとして取り扱います。

<http://portal.doyu-kai.net/uploads/files/shinseiyuuyo.pdf>

《災害融資》

3. 生活衛生関係営業者等への支援策として、日本政策金融公庫において特別相談窓口と低利融資を実施することになりました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001511v.html>

4. 社会福祉施設、医療機関等の早期復旧の支援策として、独立行政法人福祉医療機構において貸付利率等の優遇措置を実施することとなりました。

http://hp.wam.go.jp/home/topics_list/recovery/tabid/947/Default.aspx

《労働基準法》

5. 地震に伴う休業に関する取扱いについて、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）」が作成されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>

《停電に伴う休業》

6. 計画停電時の停電を理由とする休業について、労働基準法の解釈を示しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001517c.html>

《被災地へ医薬品、医療機器等を緊急輸送する業者の皆様へ》

7. 医薬品・医療機器等を被災地に緊急輸送する車両に対して、「緊急通行車両確認標章」が発給されることになりました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r985200000156jy.pdf>

《医療機関等の受診、一部負担》

8. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する当面の対応については以下の通り。

① 医療機関等の受診について

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」「生年月日」、「事業所名」を申し出て頂ければ、被保険者証を提示することなく、受診して頂くことができます。

② 医療機関等への一部負担金の支払について

(1) 当面、5月末日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等をお支払い頂く必要はありません。

＜対象となる一部負担金等＞

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養費標準負担額
- ・ 生活療養費標準負担額
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費にかかる自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2) 上記(1)の対象となる方

次のイ及びロのいずれにも該当する方となります。

イ) 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県にお住まいの方。

ロ) イの地域にお住まいの方で東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをされた方。

① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方。

② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方。

③ 任意継続被保険者の方の保険料について

今回の震災の影響を受けられた方につきましては、保険料の納付期限を一定期間延長。納付期限の延長期間等の詳細につきましては、追って通知するとのこと。

《社会保険料の納期限の延長について（厚生年金保険）》

9. 東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、要件に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0322_01.pdf

《国民年金保険料の免除について》

10. 東北地方太平洋沖地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0314_05.pdf